

带状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度の創設を求める意見書

带状疱疹は、水痘（水ぼうそう）と同じウイルスが原因で起こる50歳代から発症頻度が高まる皮膚疾患であり、水痘が治癒した後もウイルスが神経に潜伏し、加齢、疲労、ストレスなどの免疫力の低下等をきっかけとして、ウイルスが再び活性化することによって発症する。

具体的な症状としては、皮膚のかゆみもしくは痛みから始まり、その後、皮膚の腫れや水ぶくれが出現し、発熱やリンパ節の腫れなどの症状を伴うこともあり、発見の遅れによって治療が長引くケースや、皮膚症状が治まった後も激しい神経痛が残るケースもある。

厚生労働省等が実施している感染症流行予測調査によると、成人の水痘に対する抗体保有率は90%以上であり、成人のほとんどは水痘に既に感染していることから、带状疱疹の発症リスクを有しており、85歳の約半数が带状疱疹を経験していると報告され、また、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推定されている。

他方、带状疱疹の発症予防として、50歳以上の者を対象とした2種類のワクチンがあり、いずれも高い発症予防効果が確認されているものの、現在は任意接種の位置付けとなっており、接種費用が高額になることから、対象者が接種をためらう要因となっている。

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの国民がワクチンの有効性を知る機会となった今こそ、带状疱疹の発症による深刻な健康被害を未然に防止していくための取組が必要である。

よって、国におかれては、带状疱疹ワクチンの接種について、予防接種法に基づく定期接種とし、全額国庫負担による助成制度を創設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 8 号

学校部活動の地域移行に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 4 年 12 月 9 日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

学校部活動の地域移行に関する意見書

スポーツ庁と文化庁がそれぞれ設置した有識者会議が持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに令和7年度を目途として段階的な地域移行を実施する内容の提言をまとめた。

近年、日本の教職員の長時間労働は深刻な問題となっており、日々の授業や準備などの実務に加えて放課後は部活動の指導、土日は大会の引率責任者を担う教職員も多く、負担が一層過大なものとなっている。

こうした現状を是正する対応が早急に求められることから、今回の地域移行は一つの選択肢として理解はできるものの、部活動はこれまで教育活動の一環として実施されてきたものであることから、その当事者である生徒、教職員、保護者等の関係者の意見を十分に聴取する必要がある。

また、地域移行により、過大な保護者負担が生じて家計を圧迫することがあってはならないが、国からは十分な予算措置や部活動を支援する体制の保障などは示されていないことから、経済的な理由による部活動を希望する生徒の機会喪失や経済格差による生徒及び保護者間における分断が生じることが懸念される。

よって国におかれては、現状山積している課題を解決し、部活動の地域移行を円滑に進めていくため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 部活動の地域移行に関しては、当事者である生徒、教職員、保護者等の意見を十分に聞き、それぞれの地域の実情等に合わせて進めること。
- 2 部活動の地域移行に伴い過大な保護者負担が生じないように、また、希望する生徒が部活動の機会を喪失することのないよう、国において十分な費用負担や保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
文部科学大臣
スポーツ庁長官
文化庁長官

意見書案第9号

旧統一教会による被害の救済・防止及び政治との癒着の一掃を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年12月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

旧統一教会による被害の救済・防止及び政治との癒着の一掃を求める意見書

旧統一教会（現世界平和統一家庭連合）は、その信者に、信者であることや教義を隠して新たな信者を勧誘させ、多額の献金を強要したり、虚偽の説明や威迫的言動で高額な商品を販売するなどの活動を行い、それによる献金の返金等を命じる判決が下されるといった社会問題を多く引き起こしている団体である。

全国霊感商法対策弁護士連絡会によれば、平成22年以降の12年間における旧統一教会に関する被害相談の総額は、確認できたものに限っても約138億円に上ると報告されている。

そのような団体にもかかわらず、この間、大臣をはじめとした政治家が、旧統一教会や関連団体の集会への参加や祝電送付などを行い、広告塔の役割を果たしてきたことが明らかとなり、深い癒着関係にある議員の実態が報道されている。

こうした中、本年11月21日、文部科学大臣の諮問機関である宗教法人審議会は、旧統一教会に対する宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使に係る諮問について、了承する旨の答申を行い、審議会から答申を受けた同大臣は、翌22日、旧統一教会に対する同権限の行使に踏み切った。

現在、解散命令の請求を見据えた調査を行っており、最終的に裁判所へ同請求を行うか否かについては慎重に判断されるものと報じられている。

よって国におかれては、旧統一教会による被害の救済と防止を図り、政治への信頼を回復するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早急に被害実態の把握に努めるほか、法に基づいた被害救済に取り組むこと。
- 2 旧統一教会の解散命令の請求にあたっては、問題行為における組織性、悪質性、継続性等、解散命令の要件に該当するか調査を行い、適切に判断すること。
- 3 旧統一教会と政治家との癒着を究明し、国民への説明責任を果たすとともに、今後は一切の関係を断つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣